

発議第 4 号

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成26年9月19日提出

提出者 松伏町議会議員 高橋 昭 男

賛成者 松伏町議会議員 鈴木 勝

賛成者 松伏町議会議員 佐々木 ひろ子

賛成者 松伏町議会議員 吉田 俊 一

賛成者 松伏町議会議員 福井 和 義

賛成者 松伏町議会議員 荘子 敏 一

松伏町議会議長 山崎 善 弘 様

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

手話は、手や指、体などの動きや顔の表情を使って概念や意思を伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語である。そして、多くの聴覚障害者にとって、情報の取得、意思表示やコミュニケーションの極めて重要な手段として大切に受け継がれてきました。

このような中で、平成18年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」では、第2条において「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定められ、手話が言語であることが明記された。

こうした動きを受け、我が国においても、障害者の権利に関する条約の批准に向けて、国内法の整備が進められ、平成23年8月に改正された「障害者基本法」第3条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と手話が言語に含まれることが明確に位置付けられた。あわせて、同法第22条では国及び地方公共団体に対して、障害者の意思疎通を仲介する者の養成等を含む情報のバリアフリー化に関する施策が義務付けられた。

これらのことから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、聴覚障害者が、家庭・学校・地域社会などあらゆる場面で自由に使うことができ、さらには、手話を言語として普及、研究することができる環境の整備を進めるため、個別法の制定が必要となってくる。

よって、国においては、「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 9 月 19 日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長	伊	吹	文	明	様
参議院議長	山	崎	正	昭	様
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
文部科学大臣	下	村	博	文	様
厚生労働大臣	塩	崎	恭	久	様